

## (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員通勤手当規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第24条の規定による通勤手当の支給について定めるものとする。

### (支給対象)

第2条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（身体障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる身体障害に属する程度のものをいう。以下同じ。）のため歩行が困難な教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする教職員（身体障害のため歩行が困難な教職員以外の教職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする教職員（身体障害のため歩行が困難な教職員以外の教職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）

### (支給単位期間)

第3条 旧給与規程第24条第2項の本規程で定める期間（以下「支給単位期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を発行している交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- (2) 定期券を発行していない交通機関等 1箇月
- (3) 自転車等 1箇月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条の規定による定年退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が定める事由が生ずることが、同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間については、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第4条 支給単位期間（旧給与規程第24条第2項各号に掲げる額の合計額（以下「1箇月当たりの合計額」という。）が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次項、第12条第3項及び第4項並

びに第 13 条において同じ。)は、第 12 条第 1 項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第 2 項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

#### (運賃等相当額の算出基準)

第 5 条 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる交通機関等については、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替制勤務に従事する教職員等で 1 箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号に定めるところに準じて算出した当該利用区間に係る運賃等の額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。
- (2) 第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる交通機関等については、当該交通機関等の利用区間に係る回数乗車券の 1 箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額であって最も低廉となるもの
- (3) 第 7 条ただし書に該当する場合は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前 2 号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

第 6 条 運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による。

第 7 条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定の勤務時間が午前 7 時以前又は午後 10 時以降に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

#### (交通の用具)

第 8 条 第 2 条第 2 号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車、自動車その他これらに類するものとする。ただし、法人の所有に属するものは除く。

#### (自転車等の使用に係る手当額)

第 9 条 旧給与規程第 24 条第 2 項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき本規程で定める額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 2 条第 2 号に掲げる教職員及び同条第 3 号に掲げる教職員のうち、自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道 2 キロメートル以上である教職員及び身体障害のため歩行が困難な教職員 次の表の左欄に掲げる使用距離の区分に応じ、同表の右欄に定める額

使用距離(片道)	支給単位期間につき 定める額
----------	-------------------

5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

(2) 第2条第3号に掲げる教職員のうちその者の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が2,000円未満である教職員（前号に掲げる教職員及び交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員を除く。） 2,000円と1箇月当たりの運賃等相当額との差額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

2 第2条第2号に掲げる教職員のうち身体障害のため歩行することが著しく困難な教職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で理事長が定めるものに限る。）についての旧給与規程第24条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき本規程で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額とする。

#### （届出）

第10条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、その勤務する所属の長に届け出なければならない。

- (1) 新たに教職員となったとき
- (2) 所属を異にして配置転換したとき
- (3) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたとき
- (4) その他理事長が必要と認めたとき

#### （確認及び決定）

第11条 理事長は、教職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又

は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載しなければならない。

#### (支給方法)

第12条 通勤手当の支給は、教職員が新たに第2条の教職員たる要件を具備するに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている教職員が離職し、若しくは死亡した場合又は第2条の教職員たる要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第10条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている教職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 通勤手当を支給されている教職員が、旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。

4 月の中途において旧給与規程第42条に該当する事実が発生し、又は消滅した場合には、通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額についてその月の現日数のうち勤務を要しない日の日数に応じて日割によって計算した額を減額して通勤手当を支給する。

5 月の中途において次の各号に掲げる事実が発生し、又は消滅した場合については、前項の規定を準用する。

- (1) (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則第19条第1項第6号に規定する専従休職
- (2) 就業規則第53条に規定する停職（以下「停職」という。）
- (3) 就業規則第47条に規定する業務傷病休業又は通勤傷病休業
- (4) 就業規則第21条第1項第1号に規定する休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病によるものに限る。）

第13条 通勤手当は、特別の事情のない限り、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

#### (返納の事由及び額等)

第14条 旧給与規程第24条第4項の本規程で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職した場合又は第2条の教職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 旧給与規程第 24 条第 4 項の本規程で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号に規定する改定後に 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第 1 号又は第 3 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月(以下「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(以下「払戻金相当額」という。)

(2) 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

イ 支給単位期間が複数ある場合 55,000 円に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

3 旧給与規程第 24 条第 4 項の規定により教職員に前 2 項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。

#### (事後の確認)

第 15 条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その通勤手当の支給状況が適正であるかどうかを当該教職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

#### 附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。